

○府中市福祉のまちづくり条例（平成21年10月1日施行）

私たちのまち府中市は、生活環境に配慮した活力のあるまちとして発展を続けている。

これまでの発展の力は、住み慣れたまちを愛し、豊かな生活と地域社会の向上を求める市民のたゆまぬ努力と熱意によるものである。

府中市が更なる発展を続けるためには、すべての人がありのままに、自らの意思で暮らし、社会参加をし、自己実現を図ることができるような社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを進めることが必要である。

私たち市民は、ユニバーサルデザインの理念の下、府中市を高齢者、障害者、子ども、外国人などを含めたすべての人にとって、住みやすい、訪れやすいまちへと発展させるため、ここにこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、府中市（以下「市」という。）、市民及び事業者のそれぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が相互に協働して福祉のまちづくりを推進し、もって高齢者や障害者を含めたすべての人（高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げることをいう。
- (2) 福祉のまちづくり ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進するための取組をいう。
- (3) 都市施設 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等（鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で規則で定めるものをいう。以下同じ。）の停車場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。
- (4) 整備基準 都市施設を高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できるようにするための措置に関し、都市施設を所有し、又は管理する者の判断の基準となるべき事項として規則で定める事項をいう。

（市の責務）

第3条 市は、市民及び事業者の参加と協力の下に、福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりに努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策の推進に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自ら積極的に福祉のまちづくりに努めるとともに、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策の推進に協力しなければならない。

(福祉のまちづくりの総合的な推進)

第6条 市は、市民、事業者、国、東京都等との連携の下に、総合的に福祉のまちづくりを推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(計画の策定)

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画(以下「推進計画」という。)を策定する。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策を推進するための重要事項

3 市長は、推進計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ次条に規定する府中市福祉のまちづくり推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(福祉のまちづくり推進審議会)

第8条 市の福祉のまちづくりに関する施策を計画的に推進する上で必要な事項を調査及び審議をするため、府中市福祉のまちづくり推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

3 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を調査及び審議をする。

- (1) 推進計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項

4 専門の事項を調査及び審議をするため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

5 第2項及び前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(整備基準の内容)

第9条 整備基準は、次に掲げる事項について、都市施設の種類及び規模に応じて定

めるものとする。

- (1) 出入口の構造に関する事項
- (2) 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項
- (3) 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項
- (4) 案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項
- (5) 歩道及び公園の園路の構造に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、都市施設を円滑に利用できるようにするために必要な基幹的事項

(整備基準への適合努力義務)

第10条 都市施設を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該都市施設を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 施設所有者等は、高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に施設間を移動することができるようにするため、他の施設所有者等との連携を図り、自ら所有し、又は管理する都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めなければならない。

(整備基準適合証の交付)

第11条 市長は、都市施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該施設所有者等に対し、整備基準に適合していることを証する証票（以下「整備基準適合証」という。）を交付することができる。

- 2 整備基準適合証の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し申請をするものとする。

(整備基準の遵守)

第11条の2 都市施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定都市施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「特定整備主」という。）は、整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものを遵守するための措置を講じなければならない。

- 2 特定都市施設を所有し、又は管理する者は、前項に規定する基準を遵守しなければならない。

(届出)

第12条 特定整備主は、第9条各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に市長に届け出なければならない。ただし、法令又は他の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更をする事項に係る部分の変更後の計画の内容を当該変更に係る工事に着手する前に市

長に届け出なければならない。

(特定整備主に対する指導及び助言)

第13条 市長は、前条の規定による届出があったときは、整備基準に基づき審査し、その特定都市施設（工事中のものを含む。以下同じ。）について第10条及び第11条の2第1項に規定する措置の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定都市施設の設計及び施工に関する事項について、当該届出をした特定整備主に対し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

(工事完了届等)

第14条 第12条の規定による届出をした者は、特定都市施設の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、市長は必要な限度において、当該届出をした者の同意を得て、市の職員に特定都市施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査をさせることができる。

3 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収)

第15条 市長は、特定整備主又は特定都市施設を所有し、若しくは管理する者（以下「特定整備主等」という。）に対し、規則で定めるところにより、第13条の規定の施行に必要な限度において、当該特定都市施設に係る第11条の2の規定の遵守の状況及び整備基準への適合状況について、報告を求めることができる。

(勧告)

第16条 市長は、第12条の規定による届出を行わずに同条に規定する特定都市施設の新設又は改修に着手した特定整備主に対し、当該届出を行うよう勧告することができる。

2 市長は、特定整備主等が、正当な理由なく、第11条の2の規定に違反していると認めるとき、又は特定整備主等の行う特定都市施設の新設若しくは改修に伴って講ずる第10条第1項の規定に基づく措置が、正当な理由なく、整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第17条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行う場合は、前条の規定による勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(特定都市施設の調査)

第18条 市長は、第14条第2項に定めるもののほか、第13条、第16条及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、特定都市施設について調査を行うことができる。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の調査について準用する。

(移動手段の確保)

第19条 市長は、公共交通機関について市民の安全かつ円滑な移動を確保するため必要があると認めるときは、その車両等の構造上の配慮及び運行上の配慮について必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(住宅を供給する者の努力義務)

第20条 住宅を供給する事業者は、高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できるようにするために配慮された住宅の供給に努めるものとする。

2 前項に規定する住宅のうち、共同住宅等を供給する事業者は、当該共同住宅等の共用部分について、高齢者や障害者を含めたすべての人が不自由なく利用できるような整備に努めるものとする。

(情報の共有化のための取組)

第20条の2 事業者は、高齢者や障害者を含めたすべての人が、その所有し、又は管理する施設、物品若しくはサービスを円滑に利用するために必要かつ有益な情報(以下「必要とされる情報」という。)を適時に、かつ、適切に入手できるようにするため、必要とされる情報を自ら把握し、適切に提供するほか、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(普及啓発)

第21条 市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりについて理解を深めるとともに、これらの者による福祉のまちづくりに関する自発的な活動が促進されるよう福祉のまちづくりに関する啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、前条の福祉のまちづくりに関する市民及び事業者の自発的な活動の促進に資するため、福祉のまちづくりの状況その他の福祉のまちづくりに関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(支援)

第23条 市長は、施設所有者等が都市施設を整備基準に適合させる措置をとる場合において、必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市の施設の先導的整備等)

第24条 市長は、福祉のまちづくりを積極的に推進するため、自ら設置する都市施設について、率先して整備基準に適合するよう努めるものとする。

2 市長は、国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)に対し、これらが設置する都市施設について、整備基準への適合に努めるよう要請するものとする。

(施策の評価及び点検)

第25条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を適正に実施するため、その施策について定期的に評価及び点検をするよう努めなければならない。

(国等との連携)

第26条 市は、福祉のまちづくりを効果的に推進するため、国等との連携に努めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(整備基準の遵守に係る規定の適用に関する経過措置)

2 この条例による改正後の府中市福祉のまちづくり条例（以下「改正後の条例」という。）第11条の2の規定は、施行日以後に改正後の条例第12条の規定による届出をした者について適用する。

(既存特定都市施設に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に存する施設で改正後の条例第11条の2第1項に規定する特定都市施設（以下「既存特定都市施設」という。）を所有し、又は管理する者（以下「既存特定都市施設所有者等」という。）は、当該既存特定都市施設を整備基準（改正後の条例第2条第4号に規定する整備基準をいう。以下同じ。）に適合させるための措置の状況を把握するよう努めなければならない。

4 市長は、既存特定都市施設所有者等に対し、既存特定都市施設について前項に規定する措置の的確な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、当該既存特定都市施設の整備基準への適合状況（次項において「施設の整備状況」という。）を勘案し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

5 市長は、既存特定都市施設所有者等に対し、別に定めるところにより、前項の規定の施行に必要な限度において、施設の整備状況の報告を求め、又はその職員に、既存特定都市施設所有者等の同意を得て、既存特定都市施設に立ち入り、施設の整備状況について調査をさせることができる。

6 改正後の条例第14条第3項の規定は、前項の規定による調査について準用する。